

議事日程(第3号)

平成24年12月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第63号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第 3 議案第64号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第65号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第69号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第70号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第10 議案第71号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第72号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第73号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第74号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第75号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 議員提出議案第2号  
須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議員提出議案第3号  
須恵町議会会議規則の一部を改正する条例
- 日程第18 陳情書 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第63号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第 3 議案第64号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第65号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第66号 須恵町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第68号 工事請負契約の変更について

- 日程第 8 議案第 69号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 70号 平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 3号）の専決処分について
- 日程第 10 議案第 71号 平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 4号）
- 日程第 11 議案第 72号 平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）
- 日程第 12 議案第 73号 平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）
- 日程第 13 議案第 74号 平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）
- 日程第 14 議案第 75号 平成 24 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2号）
- 日程第 15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 16 議員提出議案第 2号  
須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議員提出議案第 3号  
須恵町議会会議規則の一部を改正する条例
- 日程第 18 陳情書 厚生労働省 5 局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（教育次長）・・・安河内 亮 三	理 事（住民課）・・・・安 部 健 一
理 事（税務課）・・・・百 田 順 二	理 事（上下水道課）・・今 泉 智 明
理 事（建設産業課）・・安 川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕

まちづくり課長・・・・・・吉松良徳  
税務課長・・・・・・櫻木幹夫  
建設産業課長・・・・・・安河内久人  
社会教育課長・・・・・・川津政文  
監査委員・・・・・・百田清二

住民課長・・・・・・合屋勝秀  
健康福祉課長・・・・・・畑江達也  
子ども教育課長・・・・・・稲永修司  
総務課参事・・・・・・満行誠

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします。議案第62号から議案第64号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

日程第1．議案第62号

日程第2．議案第63号

日程第3．議案第64号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について、日程第2、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、日程第3、議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、以上、3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第62号から64号を一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書は1ページからとなっております。63号に伴い、64号に関連するもので、福岡県下の市町村で構成する当該組合が解散の運びとなったことに伴い、組合長を置く福津市に、決算等の残部処理を承継するもので、規約に第6章雑則が追加され、知事の許可の日から施行します。委員会は全員賛成で可決いたしました。以上です。

議長（三角 良人） ちょっと、全部全部。63号、64号も。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 失礼いたしました。続きまして、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、議案書は4ページでございます。組合解散の本議案となっております。近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、昭和47年の災害を受け、昭和48年に発足した福岡県下全ての市町村で構成された当該組合を、平成25年3月31日をもって解散するものでございます。委員会は全員賛成で可決でございます。

最後に議案第64号です。福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、委員会の報告です。議案書は5ページからでございます。当該組合の財産処分を関係市町村協議の上、定めるものです。普通納付金と任意納付金は、全額を各市町村に。また、福岡県公営競技収益金均てん化基金は、福岡県自治振興組合にそれぞれ帰属させることとなっております。須恵町

には1億4,710万6,690円の帰属で、歳入の19款3項1目1節、総務雑入に今回追加補正がされております。委員会は全員賛成で可決でございます。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第62号から議案第64号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第62号福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号福岡県市町村災害共済基金組合の解散については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 . 議案第65号

議長（三角 良人） 日程第4、議案第65号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第65号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書8ページ、須恵町立学校設置条例の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、東幼稚園の移転、新築に伴い、名称を「須恵町立東幼稚園」から「須恵町立れ

いんぼー幼稚園」に、位置を「須恵町大字須恵19番地6」から「須恵町大字旅石523番地」に改めるものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。名称の由来は、幼稚園への接続の道、レインボーロードで既になじみになっている言葉であること、架け橋のように小学校へステップアップのイメージ、雨上がりの空にかかる虹のイメージがあることなどです。将来的には、認定こども園として一元化することも視野に入れています。

名称は既に決まっているのか、町報での公募はしたのか、などの質疑に対し、ぜひとも「れいんぼー」という名称を使いたい、今後レインボーロードを中心にまちづくりを考えている、例えば「レインボー商店街」などまちづくりのキーワードとして使いたい、との理由で公募は取りやめているとのことでした。

また、「れいんぼー」を片仮名ではなく平仮名にしたのは、未就学児が通うところなので平仮名が適当だろう、「れいんぼー」の延ばす部分は、「れいんぼう」の「う」じゃなくて、なじみ的に延ばす棒線にしたとのことでした。以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。田原議員。

議員（5番 田原 重美） 須恵町の「レインボー」を平仮名の場合、今言いましたとおりに国語的には、「れいんぼう」の「う」を付けておいたほうがいいという指摘がありましたので、幼稚園のほうで。棒で引っ張らんで「う」でしてくれって、幼稚園のほうからです。国語的にはそんなふうにしてくれってという意見があります。

議長（三角 良人） 今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 一応は、その件に関しましては担当課のほうから説明がございましたが、棒線の部分のほうがなじみがよいということでされているそうでございます。担当課のほうで、今の質問に対しまして何かお話しすることがございましたらお願いをいたします。

議長（三角 良人） 子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） 御指摘のとおり、文法的には横棒ではなくて「う」を使うのが正しいということではございましたけれども、基本的には片仮名ですよね。それを子供の施設ということで、平仮名に直したということではございます。で、これにつきましても、文法的には「う」を使うのが正しいということではございましょうが、固有名詞というところで横棒でも構わないんじゃないか、あるいはいろいろ調べましたが、「う」を使っているところもあれば、横棒を使っているところもあるというところで、前例がないわけではないので、なじみとしては横棒のほうがなじみやすいんじゃないかならうかというところで、一応、横棒というところで今決定しておるところでございます。

議長（三角 良人） いいですか。

これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 6 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 6 5 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 6 5 号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 . 議案第 6 6 号

議長（三角 良人） 日程第 5、議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。議案書 1 0 ページ、須恵町保育所条例の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表をごらんください。

かやの保育所の、移転、新築に伴い、名称を「須恵町立かやの保育所」から「須恵町立れいんぼー保育園」に、位置を「須恵町大字須恵 1 3 2 番地 2 」から「須恵町大字旅石 5 2 3 番地」に改めるものです。附則として、この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 6 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 6 6 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 6 6 号須恵町保育所条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 . 議案第 6 7 号

議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 6 7 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第67号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。議案書は12ページでございます。

工事名、須恵町庁舎空調設備等改修工事。契約方法、プロポーザル方式による随意契約。請負金、1億3,387万5,000円。請負者、福岡市中央区薬院3丁目4番9号、松尾建設株式会社福岡支店、執行役員、支店長、小齊 壯。契約保証の方法、契約保証金、履行保証保険証券1,338万8,000円。条件は、工期は、契約の効力が生じた日から平成25年6月10日までとなっております。基本的に、夜間及び土日等の工事となります。既存の器具等の使用は、ダクトの一部を除き、ほとんどが新規になることになっていきます。また、当初の計画に比較しますと、約1億円の削減となっております。

委員会は全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第67号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7．議案第68号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第68号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第68号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。議案書は13ページでございます。

工事名、須恵中学校耐震補強工事。契約方法は変更なし。請負金は、変更前5,722万5,000円が、変更後5,751万9,000円で、29万4,000円の追加でございます。請負者、契約保証の方法は変更なしで、工期が平成25年1月31日から平成24年12月18日に、約1.5カ月の短縮となっております。増額の理由は、一部鉄骨部分の補強の増工となっております。

委員会、全員賛成で可決でございます。

以上です。



議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第68号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8・議案第69号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第69号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第69号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の報告でございます。

工事名、第二幼稚園（仮称でございます）建設工事、契約方法、請負者、契約保証の方法及び条件に変更はなく、変更は、請負金が、変更前4億2,294万円が変更後4億4,152万5,000円で、1,858万5,000円の追加となっております。主な追加は、駐車場工事を建築工事に含める、税込みの約1,500万円ですが、ほか、詳細の質疑がございました。内容は、木屋根地形工事に加え、厨房器具の変更という回答でございます。うち、杭の延長64万円の追加に対し、安易に追加は認められないということから反対討論に至りましたが、予算削減の理由から、試掘の箇所が少なく、業者の責任にあらず、また、当初予算内であることから、結果は委員会賛成多数で可決と至りました。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第69号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第9．議案第70号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第70号平成24年度須恵町一般会計補正予算第3号の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案書15ページをお開きください。議案第70号平成24年度須恵町一般会計補正予算第3号の専決処分について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

11月16日の衆議院解散により、12月4日公示、16日投開票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な予算について、議会を招集し、補正予算案提出の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により11月16日付けで専決処分を行っております。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ928万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,582万1,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

2ページ歳入では、9款1項地方交付税73万7,000円は、特定財源不足の財源措置として、14款3項委託金855万円は、選挙委託金です。

3ページ歳出では、2款4項選挙費928万7,000円の支出でございます。予算審査特別委員会、全員賛成で承認しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第70号平成24年度須恵町一般会計補正予算第3号の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

## 日程第10．議案第71号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書8ページをお開きください。平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,531万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億114万円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

12ページをお願いします。第2表債務負担行為補正です。第二小学校校舎増築工事、設計監理業務委託の追加です。期間は、平成24年度から平成25年度までの2年間。限度額910万円。24年度設計、25年度工事施工監理を一括契約するため、債務負担行為を設定するものです。

事項別明細書で、主な補正を抜粋し、報告します。

歳入では、14ページ13款1項1目、障がい者自立支援等国庫負担金2,740万5,000円。16ページ14款1項1目、同県負担金1,370万2,000円、国民健康保険基盤安定県負担金479万8,000円。19款3項1目、福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う清算金1億4,710万7,000円。

歳出の主なものは、職員異動等に伴う人件費の補正、給料1,707万4,000円の減。職員手当等1,159万8,000円の減。20ページ2款1項6目、庁舎空調改修工事3,606万2,000円の減。9目財政調整基金積立金、福岡県市町村災害共済基金組合納付金清算金分が1億4,710万7,000円。24ページ3款1項1目、国民健康保険特別会計繰出金4,716万9,000円。26ページ6目、後期高齢者医療療養給付費負担金858万8,000円の減。同特別会計繰出金481万円の減。10目障がい者支援費自立支援給付費5,481万3,000円。30ページ3款2項13目、第二幼稚園消耗品費1,732万3,000円、同建設工事請負費2,347万5,000円の減。32ページ4款1項5目、不活化ポリオワクチン等個別接種委託料1,206万8,000円。36ページ8款5項1目、公共下水道事業特別会計繰出金616万円の減。38ページ10款2項1目、第二小学校校舎増築工事、設計管理業務委託料644万6,000円。第一小及び第二小、それぞれ学級増に伴う予算が、第一小252万8,000円、第二小942万1,000円が主なものです。

町有地空き家解体等工事請負費130万円の坪単価についての質問に対し、ブロック積みが倒れかけているため同時に撤去、また、土地が斜面のため解体後ののり面補強工事が入って、坪単

価1万5,000円との回答でございました。

以上、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としています。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第71号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11・議案第72号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第72号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊の補正予算書43ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億573万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億395万円とするものです。事項別明細書46ページです。

歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金1目の財政調整交付金、6款県支出金、2項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費が補正されております。その財源として、各補助率で計上されています。また、3款2項国庫補助金の財政調整交付金において、収支の調整を本年度財政不足で調整されており、2目出産育児一時金補助金は、前年度出産分が補正されています。4款療養給付費交付金、5款前期高齢者交付金の補正は、社会保険診療報酬支払基金からの通知によるものです。

48ページ、8款繰入金は、一般会計からの法定内繰入金として1節2節の保険基盤安定繰入金の確定により、4節給与費と繰入金は職員の給与費等の増によるもので、3節一般会計繰入金は、56ページの歳出9款、諸支出金の療養給付費等の返還金の財源として補正されています。10款の諸収入は、1項1目1節の一般被保険者延滞金、3項1目1節一般被保険者第三者納付金、3目1節一般被保険者返納金が11月までに納入された金額で補正されています。

52ページ、歳出ですが、1款1項1目一般管理費の補正は、職員の給与等の補正です。2款

1 項療養諸費、2 項高額療養費の補正は、3 月までの医療費の見込みにおいて増減の補正がされており、特に、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費についての 2 億円の増額補正がされており、前年度の比較によると、前期高齢者の医療費が 24% の伸びとなっています。54 ページ、3 款後期高齢者支援金、4 款前期高齢者納付金等、56 ページ、5 款老人保健拠出金、6 款介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、補正がされています。9 款 1 項 1 目、2 目の前期前年度分税過誤納付金還付金の補正は、3 月までの税の還付金の見込みによる予算不足、また、13 目の前年度国庫支出金と払戻金は、23 年度実績に基づく療養給付費負担金の清算金が補正されています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 72 について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 72 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 72 号平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 . 議案第 73 号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 73 号平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 73 号平成 24 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊の補正予算書 58 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 434 万 8,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,975 万 5,000 円とするものです。

事項別明細書 61 ページ、歳入ですが、3 款 1 項 1 目事務費繰入金の補正は、歳出の一般管理費の給与費等人件費の増額と歳入の 4 款 1 項 1 目前年度繰越金が確定しており、今回計上されていますので、一般会計からの事務費繰入金は減額されています。3 款 1 項 1 目保険基盤安定繰入金は、24 年度の軽減分が確定しておりますので減額されています。

23 ページ、歳出ですが、1 款 1 項 1 目一般管理費の補正は、4 月の人事異動による給与費、

人件費の減額補正です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、24年4月、5月に納入された保険料を24年度に納入するため、補正されています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第73号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第13・議案第74号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第74号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第74号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。別紙、補正予算書65ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,386万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,381万3,000円とする。

また、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。68ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前限度額3億2,290万円、変更後限度額3億1,130万円で、1,160万円の減額となっております。補助金の減額がこの理由でございます。以下、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細で説明をいたします。69、70ページ、お願いします。歳入は、3款1項1目1節、交付金の一部削減でございます。5款1項1目1節、一般会計繰入金の削減でございます。6款1項1目1節は、23年度分の確定となっております。また、8款1項1目1節は、国庫補助金の減額に伴う同額の減となっております。

続きまして、71、72ページ、歳出でございますが、人件費を省略させていただきます。

2款1項1目5節、管渠築造工事請負費の減。3款1項2目23節は、23年度借入金金の確定と  
いうことでございます。

以上、委員会全員賛成で可決をいたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第74号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ  
て議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第74号平成24年度須恵町公共下水  
道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14・議案第75号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第  
2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第75号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算  
（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告です。

別紙、補正予算書は73ページとなっております。第1条、平成24年度須恵町水道事業会計  
補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予  
算額を次のとおり補正する。1款水道事業費、1項営業費用は、人事異動による補正でございま  
す。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。資本的収  
入額が資本的支出額に対し、不足する額1億6,853万6,000円は、損益勘定留保資金で補  
填するものとする。1款資本的支出、1項改良費は、工事請負費の増額補正となっております。

委員会全員賛成で可決いたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第75号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ  
て議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第75号平成24年度須恵町水道事業

会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15．諮問第3号

議長（三角 良人） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員の推薦を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書21、22ページでございます。

平嶋峰晴氏の1期目の任期が満了することから、本議会に再任推薦の意見を求めるものでございます。住所、糟屋郡須恵町大字須恵83番地54。氏名、平嶋峰晴。生年月日、昭和21年11月18日です。経歴は、次ページのとおりでございます。5名の委員で、任期が3年となっております。委員会は全員賛成でございます。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成です。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって諮問第3号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、各委員長報告のとおり賛成することに決定しました。

---

#### 日程第16．議員提出議案第2号

議長（三角 良人） 日程第16、議員提出議案第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。6番、荒木敏光議員。

議員（6番 荒木 敏光） 議員提出議案第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例。別紙、議案提出議案書をごらんください。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号の施行に伴い、委員会に関する規定の簡素化により、これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特



別委員会が条立てされてまいりましたが、改正法により1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、須恵町議会委員会条例の改正を行うものでございます。

議案書の3ページ、4ページをお願いします。新旧対照表がございますが、先日、全員協議会で詳細に説明をし、内容の検討をいたしておりますので、省略をいたしますが、主に、委員の選任について改正法による条文の追加になります。

附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行いたします。

以上です。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号について採決に入ります。議員提出議案第2号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17．議員提出議案第3号

議長（三角 良人） 日程第17、議員提出議案第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。6番、荒木敏光議員。

議員（6番 荒木 敏光） 議員提出議案第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則。別紙、議員提出議案書をごらんください。提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号の施行に伴い、本会議においても、委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、須恵町議会会議規則の改正を行うものでございます。

議案書の5ページから8ページに新旧対照表がございますが、先日、全員協議会で詳細に説明をし、内容の検討をいたしておりますので省略をいたしますが、主に、公聴会と参考人については、改正法による条文の追加になります。

なお、この規則は公布の日から施行します。ただし、第69条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行します。以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号について採決に入ります。議員提出議案第3号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18．陳情書

議長（三角 良人） 日程第18、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

この陳情は、医療社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現するため、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るため、職場実態の改善を求める陳情書です、国に対する意見書を決議していただけるよう陳情するものです。

本年3月議会において、同様の内容の陳情が出ており、3月議会継続、6月議会で否決となっています。今回、糟屋郡の近隣町の動向等も見ながら、もう少し審議を重ねていきたいとの委員会での結論となり、継続審査といたします。

議長（三角 良人） 本件につきましては、ただいまの委員長報告並びに会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第19．委員会の閉会中の継続調査

議長（三角 良人） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より、会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がござい

す。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。会議を閉じます。平成24年第4回定例会を閉会します。

午前11時06分閉会

---